

**介護ロボット「利用したい」が6割にのぼる  
～内閣府が世論調査を実施**

内閣府は、9月12日（木）に「介護ロボットに関する特別世論調査」の結果を公表しました。

同調査は、8月1～11日の期間に全国20歳以上（日本国籍を有する者）3,000人を対象に調査員による個別面接聴取方式で実施されたなかの有効回収数1,842人の回答をもとに結果をまとめています。

調査結果のなかでは、「介護経験者が、最も苦勞したこと」について「介護の経験がある」または「介護の経験はないが、家族が介護した経験がある」と答えた696人に対して質問したところ、「排泄（排泄時の付き添いやおむつ交換）」との回答が最も多く、全体の62.5%にのぼりました。また、次いで、「入浴（入浴時の付き添いや身体の洗浄）」が58.3%、「食事（食事の準備・介助）」が49.1%となり、日常生活に伴う介護支援の場面がかなりの割合を占める内容となりました。

そして、「在宅介護を受ける際に、介護ロボットを利用したいか」という質問に対しては、59.8%にのぼる人が「利用したい」もしくは「どちらかといえば利用したい」と回答し、さらに、「在宅介護を受ける際に、介護ロボットを利用してほしいか」という質問にも、65.1%もの人が「利用してほしい」もしくは「どちらかといえば利用してほしい」と回答するという結果となりました。

また、「介護ロボットを選ぶ際の重視点」（複数回答）については、「操作が簡単であること」が74.4%で最も上位となり、次いで「価格が安いこと」が68.6%、「安全認証を取得していること」が54.6%、「介護保険給付の対象であること」が53.6%という順になっています。

さらに、「介護ロボットの魅力点」（複数回答）については、「介護をする側の心身の負担が軽くなること」の63.9%をトップに、「介護をする人に気を遣わなくても良いこと」が41.5%、「介護を受ける人が自分でできることが増えること」が35.8%などとなり、国民が介護ロボットに持っている印象は思いのほか良好で、介護ロボットの利用に対する意向が高いことが示される結果となったことから、ロボット開発を支援する経済産業省は、「家庭に導入できる環境が整ってきた」と分析しています。

同調査の結果については、内閣府ホームページをご参照ください。

(<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h25/h25-kaigo.pdf>)

**農林水産省が「介護食品のあり方に関する検討会議」をスタート  
～2014年度予算で「介護食品普及推進事業」も概算要求～**

農林水産省は10月1日（火）に、「介護食品のあり方に関する検討会議」の第1回目の会合を開催しました。

この検討会議は、過去の本ニュースでもお伝えしてきた、2013年2月より有識者によって立ち上げた「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」で整理された論点・課題について具体的に議論するために設置されたものです。

会議の冒頭で、山下 正行 同省食料産業局長から「今年とりまとめた介護食品をめぐる論点について、その課題解決を目的に当会で議論を行い、介護食品普及のための方策実現を願う」との挨拶があり、初回の検討会議はスタートしました。

検討委員は現場関係者やメーカーの関係者などの17名で構成されることとなり、座長には葛谷 雅文 名古屋大学大学院医学系研究科 総合医学専攻が就任されました。

初回ということで参加した検討委員の全員がコメントする時間が設けられ、副座長に任命された東口 志 藤田保健衛生大学医学部外科・緩和医療学講座教授（日本静脈経腸栄養学会理事長）は、「急性期病院、慢性期病院、在宅、未病段階と、各レベルで地域や職種の連携を実施した栄養ケアが必要」「1998年から栄養サポートチーム（NST）の活動に携わってきた経験などの面からも情報提供したい。本会議で議論され構築されたシステムは、やがて世界の模範となるであろう」などと抱負を語りました。

また、古舘 正史 日本介護食品協議会会長（キューピー(株)取締役広報・CSR本部長）からは、「介護食品の需要は年々増加しており、昨年は生産金額で109億の売り上げ、市販用では対前年で127%の伸びを示すなど好調な一方で、介護食品についての認知は34.2%とまだ低く、課題も多い」という点について、同氏が勤務するキューピー(株)では「年間約5,000件のお問い合わせをいただく、その半数近くが介護食品はどこで販売しているかなどの内容で、また、全体の25%近くは資料請求である」という実態を説明し、消費者への情報提供が不足していることについて指摘しました。

今後は、検討会議の下のワーキングチーム（WT）として「定義に関するWT」「認知度向上に関するWT」「提供方法に関するWT」「社会システムに関するWT」の4つのWTを設置して検討を進めていくことも決定し、まずは「定義に関するWT」を立ち上げました。「定義に関するWT」か

ら議論を進めて、状況に応じて別のWTを立ち上げ、それぞれの課題を検討することとしています。

なお、これを受けて10月4日（金）に開催された「定義に関するWT」の第1回会合では、介護食品の定義に加えて、新たなネーミングなどを検討していくことも打ち出され、座長には菊谷 武 日本歯科大学教授が選出されました。

さらに、農林水産省では、介護食品を普及させる新たな取り組みとして地域や医療と連携した介護食品の商品開発や新サービスの実証事業を支援する方針も固めており、要介護者の増加で悩みを抱えている病院や地方自治体は多いことから、すでに地域と医療従事者などが連携して対応しているケースを優先事例として同省がサポートし、全国に普及させることを目指していくこととしています。

具体的には、自治体関係者と栄養士や医師、食品事業などが連携し、介護食品の商品開発や配食サービスの提供に取り組む事業を支援するため、2014年度予算の概算要求に「介護食品普及推進事業」を盛り込み、実証事業には2,500万円が計上されています。

「介護食品普及推進事業」では、学識経験者などによるシンポジウムを開催して介護食品を広く普及させる取り組みも予定しており、2,500万円の予算を計上し、合計5,000万円の予算を要求しています。

本事業は「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」でまとめられた論点整理のうち、「高齢化社会の栄養に関する理解の促進」や「介護食品の普及」などという課題の解決に向けたものであり、企画提案型の公募事業として、来春ごろに委託先を公募する予定であるとしています。

「介護食品のあり方に関する検討会議」の資料などについては、農林水産省ホームページをご参照ください。（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/kaigo/kaigo.html>）

---

**全国で介護ロボットを貸与、展示などでPR  
～国の後押しにより福祉事業9団体が活動を開始**

全国の9つの福祉事業団体が国からの補助を受け、10月から、歩行補助のロボットスーツや介助リフトなどを介護施設などに貸し出したり、一般展示したりするという活動を開始します。国からの支援・後押しによる介護ロボットの大規模なPR事業は初めてのことで、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減につながる製品と技術が介護現場の人手不足を補う手だてになりうるかどうか、注目される場所です。

## NEWS

この介護ロボットの普及事業を実施する全国9つの団体とは、事業に応募して選ばれた北海道から九州までの公的機関で、具体的には、北から①北海道介護実習・普及センター（札幌市）、②青森県介護実習・普及センター（青森市）、③いきいき岩手支援財団（盛岡市）、④福島県男女共生センター（福島県二本松市）、⑤なごや福祉用具プラザ（名古屋市）、⑥兵庫県立福祉のまちづくり研究所（神戸市）、⑦福祉用具プラザ北九州（北九州市）、⑧佐賀県在宅生活サポートセンター（佐賀市）、⑨大分県社会福祉介護研修センター（大分市）の9か所となります。

それぞれの団体では、市販されている介護ロボットのなかから、歩行や立ち上がりなどを補助するスーツや要介護者がベッドや車いすに「移乗」する際の介助リフト、自動排泄処理装置、お年寄りがけがをしないよう見守るセンサーなど約20製品を扱うことになります。

この事業は、厚生労働省から事業委託を受けた公益財団法人 テクノエイド協会（東京都）が中心となる窓口となり、計9団体にそれぞれ100万～200万円を補助するもので、各団体は、数種類の製品をメーカーから借り上げて来年3月まで地元の介護施設や家庭などに貸し出すほか、介護ロボットの体験型展示会や関連の研修なども開催していく予定となっています。

ご周知のとおり、介護現場でのマンパワー不足はますます深刻化しており、厚生労働省によると、2025年度に必要な介護職員は推計で237～249万人と、2010年度の約1.8倍もの需要の増加が見込まれているにもかかわらず、離職率の低下の兆しはなかなか見えない状況にあります。

その解決策の一つとして開発されたさまざまな介護ロボットも、これまでは「介護は人の手で行うのが基本」という考え方の根強さや高額な費用などがネックになり、思うように普及が進んでこなかったわけですが、前述のニュースのように、内閣府の「介護ロボットに関する特別世論調査」で約6割の人が介護ロボットを「利用したい」と回答するような状況を見ると、今回のこの事業を通じて普及、導入が進む可能性も期待できるといえます。

### 岡山市では、「総合特区」で最先端の介護機器の貸与を促進するモデル事業 ～全国で初、来年1月からスタート

岡山市は、2013年2月に国から指定を受けた「地域活性化総合特区」での具体的な取り組みとして「最先端介護機器貸与モデル事業」と「介護予防ポイント事業」の2つの新規事業を創設して進め

ていくことで厚生労働省と合意し、8月26日（月）に高谷 茂男 同市長が記者会見をつうじて発表しました。発表によると、同事業のスタートは、2014年1月となる予定です。

「最先端介護機器貸与モデル事業」は全国でも初めての取り組みで、在宅で介護生活を送る方々の利便性を高めるほか、自立支援や介護者の負担軽減などにも有効で、介護保険給付の対象から外れている介護機器を自己負担1割で貸与するものです。

岡山市は、対象機器について8月末から全国公募を開始していましたが、10月22日（火）に、同市内のコンベンションセンターでケアマネジャーや理学療法士ら介護関係者を対象とした機器展示会を開催して書類審査を通過した6社9品（見守り用介護ロボット、コミュニケーションロボット、歩行を支えるリハビリ訓練機器など）を展示しました。

岡山市は、「最先端技術を持つ企業を岡山に集積したい。最終的には介護機器マーケットの拡大を図る」とコメントしており、介護分野で先端的な機器の開発技術を有する企業を積極的に岡山市に呼び込み、在宅介護の充実と介護機器市場の拡大の双方につなげていくことをめざしている模様です。

なお、「介護予防ポイント事業」は、要介護認定を受けた後に状態が改善して非該当となった65歳以上の高齢者が対象で、スポーツクラブなど民間施設を活用して介護予防・健康づくりに取り組んだ人や、介護予防教室などの開催者にポイントを付与し、現金に交換できるようにするもので、高齢者の寿命延伸や介護給付金の削減などをめざしたものです。

2つの事業は本来ならば一般財源で行うべきものですが、国が規制を緩和した「総合特区」であるため、同市の介護保険特別会計の地域支援事業として実施できるようになったものです。

岡山市は「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区」の指定を受けて以来、厚生労働省に対して既に11項目の事業を提案していて、今回実施が決定した2つの事業のほかにも、通所サービスで自立支援に成果があった場合の成功報酬の導入なども検討しており、引き続き厚生労働省と協議していきたい考えです。

### 電動車いすによる事故の注意喚起 ～NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

NITE（ナイト、独立行政法人製品評価技術基盤機構）は、9月12日（木）付けで電動車いすによる事故の注意喚起を行いました。

電動車いすは高齢者や障害者などの行動範囲を広げてくれる半面、不注意や操作・使用方法を誤ったために事故が発生することも多く、特に操作・使用方法に慣れていなかったと思われる使用開始から1年未満の事故が全体の40%を占め、また、60歳代から事故が増える傾向にあって、とりわけ80歳以上の使用者の死亡や重傷につながる事故が多く発生しているといわれています。

また、「製品に起因する事故」の件数が少なく、被害も軽微な傾向にある一方で、「製品に起因しない事故」の件数が約5割にのぼり、このケースでは重篤な人的被害も発生していて、実例のなかには不注意や誤った操作・使用方法に留意することで未然に防げる事故が多くあることから、製品を正しく安全に使用して事故を防止することをねらいに、今回の注意喚起を行うこととなったものです。

この注意喚起の説明資料に盛り込まれた製品事故情報・テータなどによると、電動車いすの事故は、2008年度から2012年度までの5年間に91件あり、このうちでハンドル形は70件、ジョイスティック形は21件であり、被害状況別では、死亡事故が33件、重傷事故が20件、軽傷事故が13件、拡大被害が5件、製品破損などが20件発生したと報告されています。

事故発生状況を分類すると、「電動車いすで走行中に舗装路で路肩などから転落したケース」と「未舗装路で転落したケース」で多く発生したとしています。

また、ハンドル形電動車いすでは、60歳代から被害者が増加し、特に80歳以上の男性で被害者が多くなる傾向にあり、また、被害の状況では、80歳以上の男性の事故被害者の実数は20人で、被害状況は死亡14人、重傷5人、軽傷1人であったことなども明らかになりました。

さらに、ジョイスティック形電動車いすでは、60歳以上で死亡事故が発生し、70歳代の男性の被害者が4件で最も多くなっていることも示されました。

なお、注意喚起の説明資料なかでは、電動車いすの事故を防止するために、取扱説明書の注意事項を守り、特に次の点に注意してほしいとしています。

#### (1) 安全運転講習会等への参加など、正しい使用方法の習得

安全な運転のためには、正しい使用方法や操作に十分慣れることが必要です。地域の交通安全協会、社会福祉協議会、全国介護者支援協議会、製造事業者や販売事業者に

よって行われる安全運転講習会等には、積極的に参加してください。

- ①初めて運転する場合は、安全な使用方法の指導を個別に受けるか安全運転講習会等に参加し、慣れるまでは安全な広い場所で十分に練習してください。
- ②運転に慣れてからも、定期的に安全運転講習会等に参加してください。
- ③新しい電動車いすに乗り換える場合も（代車利用、短期レンタルを含め）、必ず乗り方の指導を個別に受けるか安全運転講習会等に参加し、安全な広い場所で十分に練習してください。

## (2) 日常の点検

- ①運転前には必ず日常点検を行ってください。日常点検の方法は、取扱説明書に従ってください。
- ②走行前にはバッテリーの残量を確認してください。遠出する場合は、満充電（電荷が十分蓄えられた状態）にしてください。

## (3) 運転時の注意

- ①走行中はわき見運転をしないでください。
- ②走行中は路肩に寄りすぎないでください。道を譲ろうとして路肩から落ちないようにしてください。特に幅の狭い道では気をつけてください。
- ③坂道を下る際は、取扱説明書に従って速度を遅めに設定してください。
- ④クラッチ（手押し走行装置）を切った走行は決してしないでください。特に坂道ではスピードが徐々に加速して速くなり過ぎ、ブレーキが効かなくなることがあります。
- ⑤電動車いすから乗り降りするときは、必ず電源スイッチを切ってください。無意識にレバーなどに触れてしまい、突然動き出し、転倒するおそれがあります。
- ⑥以下のような場所では利用を避けてください。または、介助者と一緒に利用してください。電動車いすが制御不能となり、事故に至るおそれがあります。
  - ・濡れた落ち葉で滑りやすい場所
  - ・あぜ道や砂利道など舗装されていない道（特にぬかるんでいるときは危険です）
- ⑦夜間の運転は控えてください。
- ⑧踏切の横断は避けてください。やむを得ず横断する場合は、必ず一旦停止し、左右の安全を確認してください。脱輪したり線路の溝にタイヤが挟まらないようハ

ンドルをしっかりと握り、線路に対してできるだけ直角に渡ってください。

踏切内で立ち往生してしまった場合は、慌てず介護者や周りの人の協力を得て、非常ボタンを押してもらうとともに、直ちに踏切内から脱出してください。その後、車いすを踏切から出してください。

- ⑨電動車いす（主にジョイスティック形）には、転倒防止バーがあります。使用しないと、乗降時や坂道での走行・停止時に転倒・転落するおそれがあります。

また、「リコール製品による事故の防止について」という項目では、リコールが行われている製品ではないか確認し、該当していれば直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡するよう促しています。

この注意喚起の説明資料は、NITE（ナイト、独立行政法人製品評価技術基盤機構）のホームページをご参照ください。（<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prsl130912set.pdf>）

### 社会保障審議会・介護保険部会での議論進む～福祉用具専門相談員の要件が厳格化、福祉用具貸与の低額化、住宅改修事業者の登録制など～

厚生労働省は、9月18日（水）に社会保障審議会介護保険部会を開催し、福祉用具に対する現状認識を「要介護者が増加するなかで福祉用具の役割は重要である」と説明したうえで、以下のような提案を行いました。

まず、福祉用具専門相談員の質を確保する観点から、「福祉用具専門相談員の質を確保する方策」として福祉用具専門相談員の要件と指定講習内容を厳格化する考え方を示しました。ホームヘルパーや介護職員初任者研修の修了者などについては、福祉用具専門相談員の指定講習を修了しないと認めない仕組みへと見直しを図るというものです。

この見直しについては2015年度から実施予定ですが、同省では一定期間の経過措置をおく方向での検討も進めているとしています。

- 具体的に要件の変更点を整理しますと、現行で、
1. 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
  2. 介護職員基礎研修過程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修過程の修了者
  3. 福祉用具専門相談員指定講習修了者
- に対して資格を認められていたものが、「2.」の

資格については、見直し以降は当該資格だけでは福祉用具専門相談員の要件として認められない、つまり、資格要件を国家資格保有者と専門相談員指定講習修了者に限定するとの方針も示したわけです。

福祉用具の貸与については、2012年に事業者に対して利用者ごとの個別のサービス計画を策定することが義務づけられたわけですが、現在の福祉用具専門相談員の指定講習時間の40時間以上の質量面での専門性が要求されるようになり、講習の科目や内容についての見直しが求められています。

そこで、福祉用具専門相談員のサービス計画を策定するスキルを向上させるために指定講習を充実させる方向性を打ち出したもので、今回示された案では、福祉用具サービス計画作成の項目や住環境知識の項目などを追加するほか、時間数そのものについても増加させる方向での提案となっています。さらに、福祉用具サービス計画に関する知識も含めて、常に福祉用具専門相談員が必要な知識の習得やスキルの向上に努めるように基準を位置付けるという考えも示されました。

このほか、福祉用具サービスの専門性と地位の向上を図っていくことをねらいに配置が義務付けられている福祉用具専門相談員2名以上のうち1名はより専門性の高い上位資格者を配置するという考えに立ち、福祉用具プランナー（講習時間100.5時間、2012年度末時点で有資格者は11,755名）などの専門性の高い有資格者を福祉用具貸与事業所に増員して配置することも提案しました。

また、「複数の用具を貸与する場合の価格の減額」として、事業所が複数の福祉用具をセットで貸与する場合には、都道府県などに届け出ている価格から減額することを認めるといった考え方も示しています。専門性を高める流れの一方で、事業者間の競争を高めるためにあらかじめ事業者が都道府県に減額する場合のルールを届け出ることによって柔軟な価格設定を可能にするというもので、同省の案では、たとえば、特殊寝台、マットレス、サイドレールを一体的に提供する場合は各品目の合計額より価格を安くできるなど、数量によって減額する場合や、種目の組合せによって減額する場合などの例が示されています。

さらに、「福祉用具貸与のみのケアプランのあり方」として、2013年1月に「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」の整理のなかで示されたように、状態像の変わらない利用者限定して、現行では福祉用具専門相談員とケアマネジャーとがそれぞれが行っている月々のモニタリングについて、効率性の観点から福祉用具専門相談員のみが行うという

## NEWS

考えが示されたほか、保険者による介護給付費通知書の取り組みをより一層推進していくことや、製品コードをもとにホームページ上で福祉用具の価格情報を公開していくことについても方針として示されました。

「住宅改修」については、多くの保険者から、事業者が指定制度ではないことによる事業者に対する指導の難しさや、事業者ごとの技術や施行の水準の差が大きいことなどについての課題が指摘されていることから、質の確保の観点に立ち、あらかじめ事業者の登録を行ったうえで住宅改修費を支給するように法律の改正を行うという提案がなされました。

この案では、登録制を導入するかどうかは市町村が任意で選択をし、そして、登録制を採用した市町村についても、登録するかどうかは事業所それぞれが判断することとしています。

判断できる猶予を与える分だけ質の確保にどの程度効果があるかは未知数ですが、登録することで市町村は事業者に対して指導や研修を行うことが可能になることに加え、事業者にとっては、登録することにより代理受領でサービス提供できるようになるほか、社会的な信用が高まるなどのメリットも考えられます。

なお、同会合では介護ロボットについても提案があり、今後、専門家などを交えた議論を進めながら方向性を定めていくとの説明がありました。

同会合の資料などについては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000023283.html>)

### 介護ベッドでの死亡事故防止の注意喚起 ～医療・介護ベッド安全普及協議会より

ベッド製造会社7社が組織する「医療・介護ベッド安全普及協議会」の報告によると、2007年5月に「消費生活用製品安全法」が改正されてから2013年8月までの約6年間で、医療機関や施設、在宅介護において介護ベッドに関連する重大事故が少なくとも65件起こっていたことが判明しました。

事故の内容をみると、サイドレール（柵）のなかに頭や手、足が入り込む事例が21件で最も多く、グリップや上下のボード、ベッドフレームに挟まれるケースや、ノブやレバーに衣服が引っかかるケースなどがこれに続いています。また、全65件の利用者については、死亡・重傷が55人、転倒・骨折が6人、その他が4人という内訳になっています。

2009年3月には「在宅用電動介護ベッド」のJIS規格が改定され、以後は規格に基づいた介護ベッ

ドが製造、出荷されていますが、事故は製品自体だけではなく想定外の使用などの使用上の原因で起こることも少なくなく、また、今回の事故原因の分析で、約70%はベッド周りのすき間に起因していることが分かったことから、同協議会は、注意喚起パンフレット「医療・介護ベッドここが危ない!!」の改訂版と安全管理のための点検項目をまとめたチェック表を、9月18日付けで全国約7,000カ所の福祉用具貸与事業所に対して配布しました。

改訂された注意喚起用のパンフレットでは、製品の安全性を向上させるためにベッド周りのすき間関連に注意を促すことをねらいに事故事例とその対応策を掲載したほか、ベッドを安全に利用するためのポイントが紹介されており、主な注意点として、①すき間 ②ベッドからの転倒・転落 ③ベッドの操作 ④使用方法の理解やこまめな点検・修理の4点を指摘しており、定期的にベッドと利用者を確認することが重要であると呼びかけています。

なお、パンフレット「医療・介護ベッドここが危ない!!」は同協議会のホームページからダウンロードいただけます。(http://www.bed-anzen.org/)

### 神奈川県が「さがみロボット産業特区」に 歩行支援ロボ活用のリハビリ施設 「湘南ロボケアセンター（仮称）」を整備

神奈川県は10月25日（金）に、「さがみロボット産業特区」内に歩行支援ロボットを活用したリハビリと介護サービスの機能をもった複合施設を新たに整備することを発表しました。今年6月に神奈川県総合リハビリテーションセンターに開設した「HAL（ハル）（R）センター」に続く、同産業特区のシンボル施設第2弾として、サイバーダイン(株)の子会社が運営し、同社のリハビリ用ロボット「HAL」を活用することで、介護ロボットの利用者の拡大と普及の促進をめざすものです。

「湘南ロボケアセンター（仮称）」は、神奈川県藤沢市のオフィスビル「アイクロス湘南」内に12月に開設する予定で、延べ床面積は281㎡と「HAL」を使用する施設としては最大級の規模となります。

歩行用、関節に装着するタイプ、上半身をつりながらリハビリをするタイプの3種類を導入し、施設にはロボットを活用するスペースのほかに通常のリハビリを行う介護サービス事業所も併設される予定です。

同センターで、リハビリ用介護ロボットの普及拡大に向け、「ロボットスーツHAL福祉用」を使用したトレーニングを実施し、在宅の訪問介護を通じて日常生活の状況などをモニタリングするこ

とで改善効果を検証しながら、生活支援ロボットの開発研究・普及啓発の拠点をめざすこととなります。

これまで「HAL」の利用者はロボットの導入に理解を示す協力する病院の患者などに限られていましたが、黒岩 祐治 神奈川県知事は「(HALは)国内では未承認の(医療機器)となっている。多くの人々に使ってもらう場が必要」との考え方を示しています。

なお、本件は国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、これを委託事業費としてサイバーダイン(株)の子会社に支払うという運営方式で整備が実現したものです。

また、神奈川県が発表した本件に関する概要は以下のとおりとなります。

#### 1. 概要：

リハビリ用介護ロボットの普及拡大に向けて、「ロボットスーツHAL福祉用」を使用したトレーニング施設「HALFIT（ハルフィット）」と訪問看護及び通所リハビリを行う介護サービス事業所を一体的に運営する複合施設。同施設は、「さがみロボット産業特区」のシンボル施設として位置付けられ、生活支援ロボットの研究開発・普及啓発の拠点となる。

#### 2. 機能：

- ・「ロボットスーツHAL福祉用」を使用した「HALFIT」（トレーニング施設）で行う健康増進フィットネスの効果を通所リハビリで検証する。また、在宅での療養生活を支援する訪問看護を通して、日常生活における状態の変化などをモニタリングし、改善効果を検証する。
- ・生活支援ロボットの研究開発・普及啓発の拠点として、地元企業や大学などとの連携によるオープンイノベーションも進める。

#### 3. 開設時期：平成25年12月（予定）

#### 4. 運営主体：湘南ロボケアセンター株式会社

#### 5. 施設概要：

所在地 神奈川県藤沢市辻堂神第2-2-1

アイクロス湘南4階

規模 281.05平方メートル（延床面積）

#### 6. おもな導入予定機器：

- ・「HAL福祉用」…装着者の意思に従って動作をアシストする機器
- ・「HAL単関節バージョン」…小型のひじやひざをアシストする機器
- ・「HALTREAD」…上半身をサポートしながら安全に歩行動作を実現する機器

#### 7. 開発・製造元：

CYBERDYNE（サイバーダイン）(株)